

千葉県報

定例
令和5年9月5日

主要目次

告示	土地改良区定款の変更認可（三件）	一
告示	保安林予定森林（三件）	一
告示	解除予定保安林	二
告示	千葉海区における漁業の免許（二件）	二
告示	内水面における漁業の免許	五
告示	内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可	六
公告	環境影響評価方法書の送付及び縦覧等	二四
告示	土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧（二件）	二五
告示	特定調達公告	二五
告示	入札公告	二五
告示	落札者等の公告（十一件）	二七

告示

千葉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、松戸市新切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新治土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 保安林予定森林の所在場所

東金市東金字谷一、五一八番八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 保安林予定森林の所在場所

君津市西原字小田野下一、五〇六番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林予定森林の所在場所

君津市怒田字神場一、七四四番一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

一 解除予定保安林の所在場所

銚子市忍町二三一番一、二三二番、二七〇番・二七一番・二七七番・二七八番・二八〇番・二八一番合併、二八二番、二八三番、三一七番、三一八番・三一九番合併、

三二六番から三二八番まで、清水町二、八一九番一、二、八五四番一、二、八五四番二、二、八五四番五から二、八五四番八まで、二、八五八番一、二、八五九番一、二、八五九番二、二、八六〇番二、二、八六〇番三、植松町六、二〇二番一〇から六、二〇二番一三まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

その二

一 解除予定保安林の所在場所

銚子市桜井町四〇番二、四二番二、四二番七、森戸町一〇三番、一〇八番から一一〇番まで、一一二番、一三六番一、一三六番二、二三〇番、二四三番、四三三番、四三四番、笹本町一一六番一、一一六番二、一一二番、二一九番、二二〇番、二二四番、二二五番、二二八番、忍町二三一番一、二三二番、二七〇番・二七一番・二七七番・二七八番・二八〇番・二八一番合併、二八二番、二八三番、三一七番、三一八番・三一九番合併、三二六番から三二八番まで

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

その三

一 解除予定保安林の所在場所

銚子市名洗町一、八九九番一、一、八九九番二、一、九〇〇番一、一、九〇〇番二、一、九八〇番、一、九八五番二、一、九九六番一、一、九九六番二、二、〇七七番、台町二、〇六五番二、二、〇七〇番六、二、〇七一番三、海鹿島町五、三七八番二、五、三七八番三、五、三七八番九

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

千葉県告示第三百四十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで千葉海区における共同漁業、区画漁業及び定置漁業を次のとおり免許した。

令和五年九月五日

共第十八号	共第十七号	共第十六号	共第十五号	共第十四号	共第十三号	共第十二号	共第十一号	共第十号	共第九号	共第八号	共第七号	共第六号	共第五号	共第四号	共第三号	共第二号	共第一号	公示番号
共第十八号	共第十七号	共第十六号	共第十五号	共第十四号	共第十三号	共第十二号	共第十一号	共第十号	共第九号	共第八号	共第七号	共第六号	共第五号	共第四号	共第三号	共第二号	共第一号	免許番号
南房総市富浦町多田良一、二五四番地七五	安房郡鋸南町吉浜九九番地五	南房総市富浦町多田良一、二五四番地七五	南房総市富浦町多田良一、二五四番地七五	安房郡鋸南町勝山一二二番地	安房郡鋸南町吉浜九九番地五	富津市萩生一、一七四番地五	富津市小久保字港町三、〇八九番地	〃	富津市富津二、四三〇番地の一	富津市富津二、〇三五番地七四	〃	〃	〃	木更津市中央三丁目一四番一	木更津市中島四、四一二番地	木更津市中央三丁目一四番一	市川市塩浜一丁目一七番三	漁業権者の住所
岩井富浦漁業協同組合	鋸南町保田漁業協同組合	岩井富浦漁業協同組合	鋸南町保田漁業協同組合	鋸南町勝山漁業協同組合	天羽漁業協同組合	天羽漁業協同組合	大佐和漁業協同組合	〃	新富津漁業協同組合	富津漁業協同組合	新木更津市漁業協同組合	〃	〃	新木更津市漁業協同組合	金田漁業協同組合	新木更津市漁業協同組合	市川市漁業協同組合	漁業権者の名称

千葉県知事 熊谷 俊人

共第四十四号	共第四十三号	共第四十二号	共第四十一号	共第四十号	共第三十九号	共第三十八号	共第三十七号	共第三十六号	共第三十五号	共第三十四号	共第三十三号	共第三十二号	共第三十一号	共第三十号	共第二十九号	共第二十八号	共第二十七号	共第二十六号	共第二十五号	共第二十四号	共第二十三号	共第二十二号	共第二十一号	共第二十号	共第十九号	
共第四十四号	共第四十三号	共第四十二号	共第四十一号	共第四十号	共第三十九号	共第三十八号	共第三十七号	共第三十六号	共第三十五号	共第三十四号	共第三十三号	共第三十二号	共第三十一号	共第三十号	共第二十九号	共第二十八号	共第二十七号	共第二十六号	共第二十五号	共第二十四号	共第二十三号	共第二十二号	共第二十一号	共第二十号	共第十九号	
鴨川市磯村一三七番地二	南房総市千倉町千田一、〇五二番地六	〃	〃	鴨川市磯村一三七番地二	鴨川市磯村一三七番地二	〃	南房総市千倉町千田一、〇五二番地六	館山市船形一、四五二番地	〃	南房総市千倉町千田一、〇五二番地六	〃	〃	〃	館山市船形一、四五二番地	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	館山市浜田一四八番地	〃	館山市船形一、四五二番地	
鴨川市漁業協同組合	東安房漁業協同組合	鴨川市漁業協同組合	鴨川市漁業協同組合	鴨川市漁業協同組合	鴨川市漁業協同組合	〃	東安房漁業協同組合	館山漁業協同組合	〃	東安房漁業協同組合	〃	館山漁業協同組合	館山漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	西岬漁業協同組合	西岬漁業協同組合	館山漁業協同組合	館山漁業協同組合

区第十号	区第九号	区第八号	区第七号	区第六号	区第五号	区第四号	区第三号	区第二号	区第一号	共第五十七号	共第五十六号	共第五十五号	共第五十四号	共第五十三号	共第五十二号	共第五十一号	共第五十号	共第四十九号	共第四十八号	共第四十七号	共第四十六号	共第四十五号
区第十号	区第九号	区第八号	区第七号	区第六号	区第五号	区第四号	区第三号	区第二号	区第一号	共第五十七号	共第五十六号	共第五十五号	共第五十四号	共第五十三号	共第五十二号	共第五十一号	共第五十号	共第四十九号	共第四十八号	共第四十七号	共第四十六号	共第四十五号
の 一 富津市富津二、四三〇番地	七 四 富津市富津二、〇三五番地	"	"	一 一 号 木更津市中央三丁目一四番地	地 木更津市中島四、四一二番	"	一 一 号 木更津市中央三丁目一四番	"	号 市川市塩浜一丁目一七番三	"	二 八 番 地 銚子市川口町二丁目六、五	"	旭市下永井三〇八番地	"	三 四 七 番 地 三六 山武郡九十九里町小関二、	"	い す み 市 漁 港 埋 立 地	"	夷 隅 郡 御 宿 町 岩 和 田 九 四 五 番 地 一	"	"	勝 浦 市 新 官 二 〇 七 番 地
新富津漁業協同組合	富津漁業協同組合	"	"	組 合 新木更津市漁業協同	金田漁業協同組合	"	組 合 新木更津市漁業協同	"	市川市漁業協同組合	銚子市漁業協同組合	ほ か 一 組 合	海 匝 漁 業 協 同 組 合	"	合 九十九里漁業協同組	合 夷隅東部漁業協同組	組 合 御宿岩和田漁業協同	"	合 ほ か 一 組 合	新勝浦市漁業協同組	合 新勝浦市漁業協同組	合 新勝浦市漁業協同組	合 新勝浦市漁業協同組

定第六号	定第五号	定第四号	定第三号	定第二号	定第一号	区第二十八号	区第二十七号	区第二十六号	区第二十五号	区第二十四号	区第二十三号	区第二十二号	区第二十一号	区第二十号	区第十九号	区第十八号	区第十七号	区第十六号	区第十五号	区第十四号	区第十三号	区第十二号	区第十一号
定第六号	定第五号	定第四号	定第三号	定第二号	定第一号	区第二十八号	区第二十七号	区第二十六号	区第二十五号	区第二十四号	区第二十三号	区第二十二号	区第二十一号	区第二十号	区第十九号	区第十八号	区第十七号	区第十六号	区第十五号	区第十四号	区第十三号	区第十二号	区第十一号
地 館山市波左間一、〇一二番	館山市浜田一四八番地	二 五 四 番 地 七 五	南房総市富浦町多田良一、	地 安房郡鋸南町勝山一二二番	五 安房郡鋸南町吉浜九九番地	富津市萩生一、一七四番地	"	"	勝浦市新官二〇七番地	"	館山市船形一、四五二番地	"	"	"	二 五 四 番 地 七 五	南房総市富浦町多田良一、	"	"	"	地 安房郡鋸南町勝山一二二番	五 安房郡鋸南町吉浜九九番地	富津市小久保字港町三、〇	"
波左間漁業協同組合	西岬漁業協同組合	合 岩井富浦漁業協同組	組 合 鋸南町勝山漁業協同	組 合 鋸南町保田漁業協同	天羽漁業協同組合	"	"	"	合 新勝浦市漁業協同組	"	館山漁業協同組合	"	"	"	合 岩井富浦漁業協同組	"	"	"	"	組 合 鋸南町勝山漁業協同	組 合 鋸南町保田漁業協同	大佐和漁業協同組合	"

千葉県告示第三百四十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年八月二十日付けで千葉県海区における区画漁業を次のとおり免許した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

定第七号	定第七号	南房総市千倉町千田一、〇 五二番地六	東安房漁業協同組合
定第八号	定第八号	〃	〃
定第九号	定第九号	〃	東安房漁業協同組合 ほか一社
定第十号	定第十号	鴨川市磯村一三七番地二	鴨川市漁業協同組合
定第十一号	定第十一号	〃	〃
短共第一号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
短共第二号	短共第二号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
短共第三号	短共第三号	〃	〃

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県海区漁場計画に定める公示番号をいう。

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短区第一号	短区第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
短区第二号	短区第二号	〃	〃
短区第三号	短区第三号	〃	〃
短区第四号	短区第四号	〃	〃
短区第五号	短区第五号	〃	〃
短区第六号	短区第六号	〃	〃
短区第七号	短区第七号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
短区第八号	短区第八号	〃	〃
短区第九号	短区第九号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県海区漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで内水面における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
内共第一号	内共第一号	市原市国本六四番地の一	養老川漁業協同組合
内共第二号	内共第二号	君津市川俣旧押込六〇番地 一	小櫃川漁業協同組合
内共第三号	内共第三号	富津市長崎三二三番地一	湊川漁業協同組合
内共第四号	内共第四号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内共第五号	内共第五号	長生郡白子町刺金二、七二 七番地	南白亀川漁業協同組 合
内共第六号	内共第六号	香取郡多古町多古一、〇三 七番地	栗山川漁業協同組合
内共第七号	内共第七号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか一組合
内共第八号	内共第八号	成田市北須賀上外埜一、六 二二番地二	印旛沼漁業協同組合
内共第九号	内共第九号	香取市扇島一、八四〇番地 一	佐原漁業協同組合
内共第十号	内共第十号	〃	〃
内共第十一号	内共第十一号	香取郡東庄町笹川い五、二 一四番地六	笹川漁業協同組合ほ か二組合
内共第十二号	内共第十二号	銚子市川口町二丁目六、五 二八番地	銚子市漁業協同組合 ほか二組合
内共第十三号	内共第十三号	君津市久保二丁目一三番一 号	小糸川漁業協同組合
内共第十四号	内共第十四号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか四組合
内区第一号	内区第一号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内区第二号	内区第二号	〃	〃

遊漁規則一覧表(その一)

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された内水面漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十六号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。
令和五年九月五日
千葉県知事 熊谷 俊人

内区第三号	内区第三号	長生郡長生村一松丙二、二六一番地二	一松内水面漁業協同組合
内区第四号	内区第四号	長生郡白子町剃金二、七二七番地	南白亀川漁業協同組合
遊漁規則の名称	遊漁規則の名称	養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則	養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の名称及び住所	漁業権者の名称及び住所	養老川漁業協同組合 京都市国本六四番地一	小櫃川漁業協同組合 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権の免許番号	漁業権の免許番号	内共第一号	内共第二号
遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。 四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	内共第三号
遊漁についての制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
		手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
		手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
		手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

							遊漁の期間	
にじます	うなぎ	うぐい	おいかわ	ふな	こい	あゆ		
	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	ては、イカリ針の場合是一本まで、チラシ針の場合は三本までとする。	
一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上	同上	同上	同上	間は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	
			同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで	
	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで	
	同上			同上	同上			

	わかさぎ
遊漁の禁止区域及び期間	十月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から三月三十一日まで(公表は、組合及び組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示するほか、組合のウェブサイトに於て行う。)
女房渚(市原市飯給) 立野下の瀬(市原市山口字立野下) 二瀬上流(市原市平沢) 般若橋上流(市原市田尾) 五反目乱杭(市原市上原) 高坂下(市原市高坂) 相川淵(市原市相川) 足ヶ谷淵(市原市大坪字足ヶ谷) 修業橋から上流(夷隅郡大多喜町会所及び栗又) 桧川(夷隅郡大多喜町栗又) 不動橋から上流の小田代川(夷隅郡大多喜町面白及び小田代) 小倉野部落町道の橋	組合が標識をもって表示した区域では、遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	一月一日から十二月三十一日まで
	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	夷隅川河口から矢竹堰堤(いすみ市岬町桑田字滝ノ上七七四番地)までの区域を除く内共第四号の区域では、四月一日から六月三十日までの期間は、投網による遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。

から上流の夕木川(夷隅郡大多喜町大田代及び筒森)右区域では、四月十日から五月三十一日までの期間は遊漁をしてはならない。小山橋から砂防ダムまで(市原市徳氏及び田淵旧日竹)老川橋上下流各六百メートル(夷隅郡大多喜町小田代)国本稲淵から大久保鉄橋下まで(市原市国本)旅館喜代元下から中瀬キャンプ場二つ目の渡まで(市原市戸面から夷隅郡大多喜町葛藤)右区域では、一月一日から九月二十五日まで及び十月一日から十二月三十一日までの期間は投網による遊漁をしてはならない。あゆを対象とするルアー釣りは日竹橋(砂防ダム)より上流域において禁止する。標識をもって表示した産卵場の区域にお

特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	一年	一日	体長制限(採捕の禁止)	その他
	あゆ 七千七百円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない わかさぎ ない	あゆ 二千二百円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない わかさぎ ない	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	いては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
あゆ 三千円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない わかさぎ ない	あゆ 四千円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない わかさぎ ない	あゆ 千円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない わかさぎ ない	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下) にじます(全長十五センチメートル以下)	
	あゆ 五千円 こい ない ふな ない おいかわ ない	あゆ 二千円 こい ない ふな ない おいかわ ない	こい(全長十八センチメートル以下)	
	あゆ 七千七百円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない	あゆ 二千二百円 こい ない ふな ない おいかわ ない うぐい ない うなぎ ない	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	
	こい 二千円 ふな ない うなぎ ない	こい 三百円 ふな ない うなぎ ない	同上	

遊漁承認証等に関する事項						一年	
		遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	無料	あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ	一万一千円
	一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証(オンラインシステム又は漁場監視員により発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。		無料	無料	無料	あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ	七千円
	二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。		一般遊漁料の二分の一に相当する額	除く。)	無料	あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ	七千円
		養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の一)及び組合指定販売店又は組合指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。	小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に五百五十円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	あゆ、こい、ふな、おいかわ	八千円(投網に限る。)

県内共通遊漁の承認等に関する事項

三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。
イ表
ア表

漁場の区域(漁業権の免許番号)	
養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)	

魚種	漁具漁法	遊漁料(一年)
あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣	六千円

二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の一)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地一)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三三三番地一)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、四六六番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

遊漁に際し守るべき事項

一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

漁場監視員に関する事項

一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

試験研究等を目的とする採捕に関する事項

試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

遊漁規則の施行年月日	
令和五年九月一日	令和五年九月一日
同上	同上
同上	同上
同上	同上

遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁についての制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)
遊漁規則一覽表(その二)					
栗山川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則	栗山川漁業協同組合 香取郡多古町多古一、〇三七番地	内共第六号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
孫子手賀沼漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則	手賀沼漁業協同組合ほか一 柏市曙橋一番地	内共第七号	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
印旛沼漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則	印旛沼漁業協同組合 成田市北須賀上外埜一、六二二番地二	内共第八号		手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
笹川、北総及び中利根漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権遊漁規則	笹川漁業協同組合ほか二組 香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六	内共第十一号		手釣、竿釣、たも網、さし網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	同上

遊漁料の額及びその納付方法	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一日	体長制限(採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の期間					
					こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつこ	
	こい ふな うなぎ 四百円		こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十月三十一日まで			たも網(直径五十センチメートル以下)き手網(端口五十センチメートル以下)四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
	こい ふな うなぎ わかさぎ 五百円		同上	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	一月一日から十二月三十一日まで			四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
	こい ふな うなぎ わかさぎ もつこ 五百円		同上	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上			四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
	こい ふな うなぎ 三百円		同上	利根川河口堰から上流百十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。			同上			

遊漁承認証等に関する事項	特別遊漁料の額（投網、四手網、たも網及びさ手網）	一年	一年	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	遊漁料の納付場所等
	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	無料 （組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。）	一般遊漁料の二分の一に相当する額	栗山川漁業協同組合（香取郡多古町多古一、〇三七番地）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	一般遊漁料の二分の一に相当する額（組合の認めた組合員以外の特別の者） 無料（未就学の幼児）	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （年齢六十五歳以上の者を除く。）	手賀沼漁業協同組合（柏市曙橋一番地）、我孫子手賀沼漁業協同組合（我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。
	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	無料 （組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。）	一般遊漁料の二分の一に相当する額	印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外埜一、六二二番地二）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	こ な い う な ぎ	同上	同上	北総漁業協同組合（香取市阿玉川八七二番地の一）、笹川漁業協同組合（香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六）、中利根漁業協同組合（銚子市桜井町七六番地の一）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	

<p>県内共通遊漁の承認等に関する事項</p>	<p>二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>						
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	<p>一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 イ表 ア表 漁場の区域(漁業権の免許番号) 養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)</p> <table border="1" data-bbox="1110 946 1284 2422"> <tr> <td data-bbox="1110 946 1188 1440">イ表</td> <td data-bbox="1110 1440 1188 2422">魚種</td> <td data-bbox="1188 946 1284 1440">あゆ及びにじますを除く漁業権の内容</td> <td data-bbox="1188 1440 1284 2422">漁具漁法</td> <td data-bbox="1284 946 1593 1440">遊漁料(一年)</td> <td data-bbox="1284 1440 1593 2422">六千円</td> </tr> </table> <p>二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の一)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地一)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三三番地一)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、四六六番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</p> <p>二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	イ表	魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	漁具漁法	遊漁料(一年)	六千円
イ表	魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	漁具漁法	遊漁料(一年)	六千円		
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>						
<p>違反者に対する措置に関する事項</p>	<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>						
<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>	<p>試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。</p>						

遊漁規則の施行年月日		遊漁規則一覽表（その三）	
令和五年九月一日	同上	同上	同上
遊漁規則の名称	佐原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則及び内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則	小糸川漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根及び埼玉県北部漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の名称及び住所	佐原漁業協同組合 香取市扇島一、八四〇番地一	小糸川漁業協同組合 君津市久保二丁目一三番一号	手賀沼漁業協同組合ほか四組合 柏市曙橋一番地
漁業権の免許番号	内共第九号及び内共第十号	内共第十三号	内共第十四号
遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	<p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。</p> <p>三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p> <p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>	同上	<p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりなければならない。</p> <p>三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p> <p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>五 次の表の上欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を一年とする遊漁承認証を持つ者は、</p>

--

六 埼玉県漁業協同組合連合会が発行した埼玉県内共通遊漁承認証を持つ者は、内共第十四号の漁場区域のう	遊漁規則 埼玉県北部漁業協同組合 共第五、六号第五種共同漁業権 遊漁規則	茨城県と埼玉県の境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)
	茨城県と埼玉県の境から上流(流水区域の中央線より茨城県側)	茨城県と埼玉県の境から上流(流水区域の中央線より茨城県側)

同表下欄の区域において遊漁する場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

遊漁承認証の種類
 特例となる区域

手賀沼漁業協同組合
 内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則
 印旛沼漁業協同組合
 内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

印旛郡栄町地先から香取郡神崎町地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)

新利根漁業協同組合
 茨内共第九、十、十一号第五種共同漁業権遊漁規則

茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から埼玉県境まで(流水区域の中央線より茨城県側)

鬼怒利根漁業協同組合
 茨内共第四、五号第五種共同漁業権遊漁規則

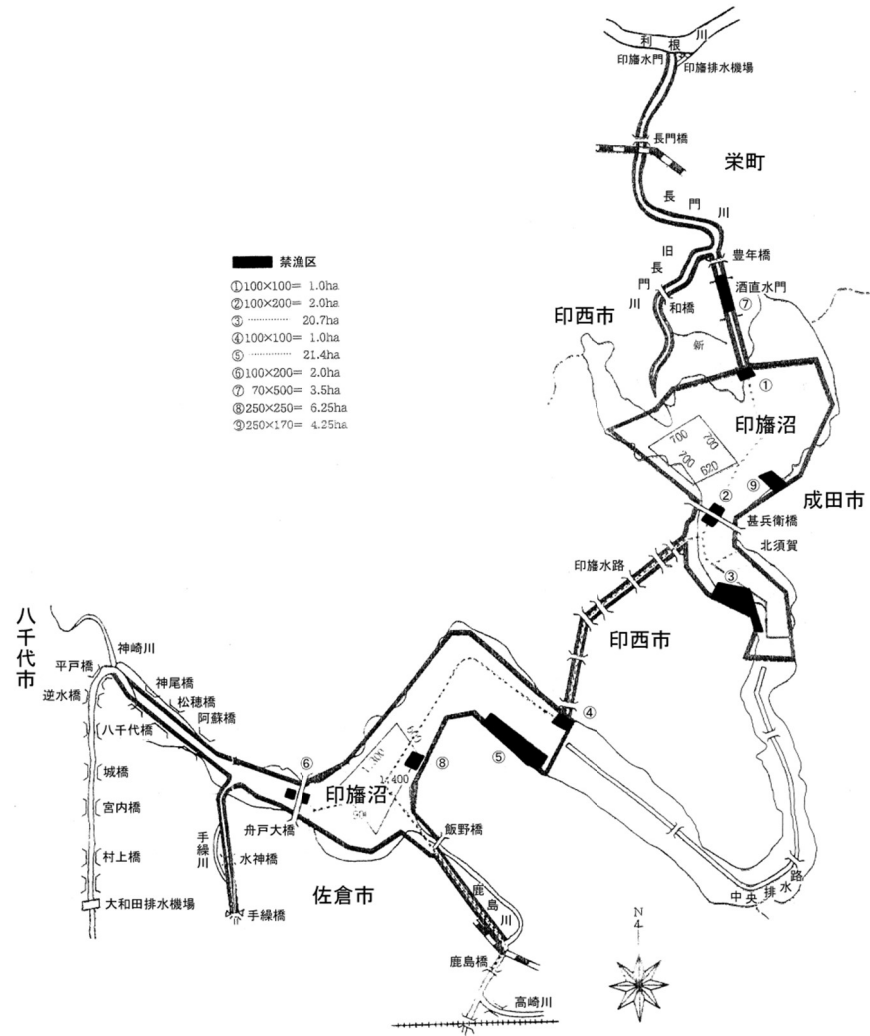
茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から埼玉県境まで(流水区域の中央線より茨城県側)

遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	遊漁の期間					遊漁の禁止区域及び期間	体長制限(採捕の禁止)
		こい	ふな	うなぎ	おいかわ	うぐい		
遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	こい	同上	同上	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)
		ふな	同上	同上	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	こい(全長十八センチメートル以下)
		うなぎ	同上	同上	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)
遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	こい	同上	同上	同上	同上	同上	同上
遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	こい	同上	同上	同上	同上	同上	同上
遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	こい	同上	同上	同上	同上	同上	同上

遊漁料の額及びその納付方法	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)		特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)		組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	遊漁料の納付場所等
	一日	一年	一日	一年			
	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額	佐原漁業協同組合(香取市扇島一、八四〇番地一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	同上	同上	小糸川漁業協同組合(君津市久保二丁目一三番一号君津市役所内)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	こ ふ な い う な ぎ	無料(未就学の幼児)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一等地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)、新利根漁業協同組合(茨城県稲敷市江戸崎甲四、三六八番地五)、鬼怒利根漁業協同組合(茨城県常総市内守谷町一、八六三番地)、埼玉県北部漁業協同組合(埼玉県加須市騎西五一番地七)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。

	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>	<p>る。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。</p>
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>			
<p>漁場監視員に関する事項</p>			
<p>違反者に対する措置に関する事項</p>		<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>	
<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>		<p>試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。</p>	
<p>遊漁規則の施行年月日</p>	<p>令和五年九月一日</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

別図(印旛沼禁漁区)



別記様式第一号 遊漁承認申請書

遊漁承認申請書

〇〇漁業協同組合代表理事組合長 様

(住所)
(氏名)
(年齢)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚 種 ()

漁具・漁法 ()

遊漁区域 ()

遊漁期間 ()

(表)

(裏)

No

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間 ()
 魚種 ()
 漁具・漁法 ()
 遊漁区域 ()
 遊漁料 ()

発行者
 ○○漁業協同組合 印

注 意 事 項

- 1 この証は、漁業法第170条によって当組合が定めた内共第○号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。
- 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。
- 3 この証は、遊漁の際は必ず携帯してください。
- 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。
- 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。
- 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。
- 7 発行者の捺印のないものは無効です。

表

裏

No

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間 ()
 魚種 ()
 漁具・漁法 ()
 遊漁区域 ()
 遊漁料 ()

発行者
 千葉県内水面漁業協同組合連合会 印

注 意 事 項

- 1 この証は、漁業法第170条の規定によるものであり、当連合会が関係する漁業協同組合の委任を受けて発行するものです。
- 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。
- 3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。
- 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。
- 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。
- 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。
- 7 指定販売店等取扱者印のないものは無効です。
- 8 この証の再発行はいたしません。

取扱者 印

(表)

(裏)

No

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

記

(氏名) (年齢)

有効期間 ()

発行者

〇〇漁業協同組合 印

注意事項

- 1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第〇号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

公 告

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、株式会社T&Hエコみらいから廃棄物焼却等施設の新設(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業)に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社T&Hエコみらい 代表取締役社長 徳山重男 東京都港区芝公園二丁目四番一号A-10階
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業 廃棄物焼却等施設の新設
一日当たりの処理能力三百三十トン
- 三 対象事業実施区域
市原市八幡海岸通一番一の一部
- 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
千葉市及び市原市
- 五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
 - 1 縦覧場所
千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉市環境局環境保全部環境保全課及び中央区役所総務課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所市原支所
 - 2 縦覧期間
令和五年九月五日から十月四日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)
 - 3 縦覧時間
午前九時から午後五時まで
- 六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限
令和五年十月十九日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）

2 提出先
千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項
（一）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（二）意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
（三）環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他
（一）3（三）の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
（二）意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和五年九月十一日（月曜日）午後六時から午後八時まで	市原市サンプラザ市原（市原市五井中央西一丁目一番地二五）
令和五年九月十三日（水曜日）午後六時から午後八時まで	千葉市文化センター（千葉市中央区中央二丁目五番一号）

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、両総土地改良区の両総地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 1 両総土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
 - 2 両総土地改良区定款の写し
- 二 縦覧期間
令和五年九月六日から十月四日まで
- 三 縦覧場所

茂原市役所、成田市役所、東金市役所、匝瑳市役所、香取市役所、山武市役所及び大網白里市役所並びに香取郡神崎町役場及び多古町役場、山武郡九十九里町役場及び横芝光町役場並びに長生郡一宮町役場、長生村役場及び白子町役場

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、千葉市東部土地改良区の千葉市東部地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 1 千葉市東部土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
 - 2 千葉市東部土地改良区定款の写し
- 二 縦覧期間
令和五年九月六日から十月四日まで
- 三 縦覧場所
千葉市役所

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 5 年 9 月 5 日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 被保護者情報管理システムサーバー機器等賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

令和5年9月5日（火曜日）

<p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す条件に適合する機器等を納入できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調達契約第三係 電話043（201）0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年9月5日から29日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年10月16日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年10月16日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年10月17日午前9時 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p>	<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月29日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月29日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3（1）に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease Contract of System Server Equipment etc. to Manage Information regarding Persons under Police Protection (1 Set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 16 October, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba</p>
--	--

令和5年9月5日（火曜日）

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立千葉特別支援学校長 小柴真岐

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立千葉特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立千葉特別支援学校 千葉市花見川区大日町1, 410番地2 ③令和5年6月29日 ④ミスノ興業有限公司 千葉市中央区今井三丁目12番11号 ⑤49,302,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立八千代特別支援学校長 小坂真一

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立八千代特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立八千代特別支援学校 八千代市緑が丘西五丁目24番地 ③令和5年6月29日 ④かもめ観光バス株式会社 八千代市平戸1, 039番地の1 ⑤33,760,980円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立市川特別支援学校長 井上宏樹

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び

所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立市川特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立市川特別支援学校 市川市原木1, 862番地 ③令和5年6月30日 ④ミスノ興業有限公司 千葉市中央区今井三丁目12番11号 ⑤65,037,500円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立松戸特別支援学校長 高山典子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立松戸特別支援学校スクールバス運行業務委託(その1) 一式 ②千葉県立松戸特別支援学校 松戸市栗ヶ沢784番地17 ③令和5年7月4日 ④株式会社コスモスバス 船橋市小室町3, 006番地 ⑤76,365,520円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立松戸特別支援学校長 高山典子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立松戸特別支援学校スクールバス運行業務委託(その2) 一式 ②千葉県立松戸特別支援学校 松戸市栗ヶ沢784番地17 ③令和5年7月3日 ④宮園バス株式会社 市川市柏井町一丁目1, 593番地13 ⑤42,086,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

令和5年9月5日(火曜日)

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立つくし特別支援学校長 吉田 正巳

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立つくし特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立つくし特別支援学校 松戸市金ケ作292番地2 ③令和5年6月29日 ④株式会社ワルノウチ デイエース 野田市船形887番地3 ⑤41,464,500円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立柏特別支援学校長 小柴 明人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立柏特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立柏特別支援学校 柏市十余二418番地5 ③令和5年6月29日 ④アビコ西武観光株式会社 我孫子市我孫子三丁目28番15号 ⑤70,730,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立栄特別支援学校長 細川 雅彦

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

- ①千葉県立栄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立栄特別支援学校 印旛郡栄町龍角寺1,112番地2 ③令和5年6月29日 ④株式会社ニュー東豊 我孫子市我孫子一丁目24番25号 ⑤42,608,412円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立八日市場特別支援学校長 小林 みゆき

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立八日市場特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立八日市場特別支援学校 匝瑳市平木930番地1 ③令和5年6月29日 ④有限会社ササモト 匝瑳市上谷中2,238番地8 ⑤46,739,880円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日

千葉県立東金特別支援学校長 鹿間 孝一

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立東金特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立東金特別支援学校 東金市北之幸谷502番地 ③令和5年6月29日 ④九十九里鉄道株式会社 東金市田間25番地 ⑤35,211,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年5月19日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年9月5日(火曜日)

令和5年9月5日

千葉県立楨の実特別支援学校長 千葉 朋 緒

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立楨の実特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立楨の実特別支援学校 袖ヶ浦市蔵波3, 108番地113 ③令和5年6月29日 ④三久交通有限公司 袖ヶ浦市横田4, 195番地6 ⑤37, 055, 040円 ⑥一般競争入札
- ⑦令和5年5月19日

購読料

本号

一部

九〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八